

栗山町図書館システム構築業務および保守・サービス利用 基本仕様書

本仕様書は、令和6年に実施する「図書館システム構築業務および保守・サービス利用」について業務仕様を規定するものであり、北海道市町村備荒資金組合と受託業者とのシステム構築業務および栗山町と受託業者との保守作業、サービス利用（クラウド）についての契約条件は以下の各項によるものとする。

- 1 件名 栗山町図書館システム構築業務および保守・サービス利用
- 2 履行場所 栗山町指定の場所
 - (1) 図書館 栗山町図書館 栗山町中央3丁目309番地
角田分室 栗山町角田157番地1 農村環境改善センター2階
継立分室 栗山町継立176番地8 南部公民館2階
 - (2) 学校図書館 栗山小学校 栗山町中央3丁目311番地1
角田小学校 栗山町角田17番地
継立小学校 栗山町継立191番地2
栗山中学校 栗山町湯地60番地9
- 3 契約期間
 - (1) システム構築業務および保守・サービス利用期間
 - ①システム構築業務
令和6年9月1日から令和7年3月31日まで
 - ②保守サービス利用
令和6年12月1日から令和11年11月30日までの5年間
令和6年12月1日を新システムの稼働日とし、システム構築期間は令和6年11月30日までとする。稼働開始日までにシステムに必要なすべての機器を納入し、全ての環境設定および動作検証を完了し、運用可能な状態にする。
- 4 契約物件
別紙1「図書館システム調達製品仕様」のとおり
- 5 契約範囲
 - (1) 導入物件（別紙1「図書館システム調達製品仕様」に示す品目）
 - ・ハードウェア 一式
 - ・ソフトウェア 一式
 - ・システム構築作業 一式
 - ・サービス利用（クラウド料金含む） 一式
 - ・システム保守（ハードウェア、ソフトウェア） 一式
 - ・回線料金（フレッツ光VPNワイド、プロバイダー、BM用モバイル）
 - (2) 保守要件（別紙2「保守要件」の通り）

6 図書館の業務実績

- (1) 所蔵資料数（令和5年度末現在）

図書館	約 160,000 冊
学校図書館	約 31,000 冊
- (2) 利用登録者数（令和5年度末現在）

図書館	約 3,600 人
学校図書館	678 人
- (3) 年間利用者数（令和5年度末現在） 約 28,800 人
- (4) 年間貸出冊数（令和5年度末現在） 約 76,000 冊
- (5) 使用 MARK TRC マーク

7 システム概要

- (1) 日常的に支障なく図書館業務を遂行できるような高い安定性を確保したシステムを構築する。
- (2) 操作性、安全性、信頼性に優れ、利用者の利便性を高めるシステムを構築する。
- (3) 貸出・返却・検索等の図書館基幹業務が迅速かつ効率的に行うことができ、職員にとっては省力化が図られ、かつ利用者にとって負担が少ないこと。
- (4) 簡単な操作で説明を必要としなくても誰にでも利用しやすいシステムで、かつ情報を簡単に手に入れることができるもの。
- (5) 常に利用者のプライバシーが安全に守られて、かつ使いやすさを妨げない信頼度の高いシステムであること。
- (6) IT分野の進歩や新しい図書館のあり方などを捉えて柔軟に対応しうるシステムを構築し、インターネットやスマートフォンなどからいつでも所蔵検索または予約ができること。また図書館の所蔵情報だけではなく、インターネット上に公開されている多様な情報を整理して、利用者に提供できる機能を有すること。

8 基本要件

- (1) 稼働後のハードおよびソフト保守が万全であること。
- (2) 図書館と学校図書館の資料情報をオンラインネットワークで共有できるものとする。図書館では、学校図書館へ貸し出した資料が確認できること。
- (3) 移動図書館（BM）端末は、オンラインで接続する。全ての移動図書拠点でオンラインネットワーク接続が可能であること。
- (4) 現システムにおいて蓄積されているデータについて、更新システムの受託業者において欠損なく新システムへの移行が可能であること。
- (5) 導入後において、仕様に求める性能が発揮されない、または機能に不具合があるなどの場合には無償で改善対応すること。検索性能はおおむね3秒以内とする。
- (6) 仕様に定めのない事項において、独自の様式や最先端の技術等、より効果的と認められる機能があれば積極的に取り入れること。
- (7) インターネット公開について、直接業務データ（業務サーバ）をアクセスさせないようインターネット用データベースを分離するものとし、インターネット系サーバと業務系サーバのそれぞれが点検等で一時的に停止しても影響を受けずに運用でき、かつインターネット予約・貸出資料延長を行うことができること。

- (8) インターネットにおけるセキュリティ対策として、通信の暗号化およびデータベースの個人情報の暗号化等によるセキュリティ対策が取られていること。
- (9) システムの構成は、クラウド型（月額使用料にてサービスを提供する形態）とすること。
- (10) 道立図書館横断検索システムに参加可能であること。
- (11) 利用者カード以外にマイナンバーカードで貸出ができるようにすること。
- (12) 栗山町個人情報保護条例および栗山町個人情報保護条例施行規則を遵守して業務を遂行すること。
- (13) 町が所有する機密情報および個人情報に関しては、町の許可なく図書館外への持ち出しを一切しないこと。また本契約にあたり知り得た情報は他に漏らさないこと。
- (14) プライバシーマーク認定、ISO/IEC27001 認証（国際基準）、JISQ27001（日本興業基準）を取得していること。

9 ソフトウェア要件

- (1) ソフトウェアとは、図書館システムを使用し、図書館業務を遂行するためのソフトウェアを指し、ソフトウェアにとって必要不可欠なデータベースソフトやセキュリティソフト等のソフトウェア全てを含むものとする。
- (2) パソコン OS の Microsoft Windows11 以上とする。
- (3) 導入する図書館システムのホームページは、障害者基本計画に則り、稼働時はウェブアクセシビリティのガイドライン JIS X 8341-3:2016 に準拠すること。
- (4) WebOPAC の操作画面は、大人用と子ども用、またシニア用を用意すること。
- (5) 図書館システムソフトウェアの要件は、別紙3「栗山町図書館システム機能要件仕様書」のとおりとする。
- (6) 栗山町図書館システム機能要求仕様書は全項目を満たすこと。また必要なカスタマイズ費用を金額に含めること。なお、稼働前の休館期間中に図書館職員により機能要求全項目の動作確認を行う。仕様要求を満たさない項目は即日改修し稼働に間に合わせること。

10 ハードウェア基本要件

- (1) ハードウェア機器台数およびハードウェア機器仕様またソフトウェアは、別紙1「図書館システム調達製品仕様」を参照のこと。また、ハードウェア機器構成の一部機器は既存機器を流用するものとする。

11 システム構成、ネットワーク

- (1) 回線 NTT 東日本 フレッツ光ネクスト VPN ワイド
データセンター～図書館間は閉域網とする。
- (2) 導入するシステムはクラウドサービス型とし、必要なサーバ（業務、WEB、BM、メール、プロキシ）、バックアップ装置は、データセンターに設置すること。

1 2 データ移行要件

- (1) 現在使用中の図書館システムから更新システムに移行するデータは、原則として、現在使用中の図書館システムに格納されている全てのデータ（統計データを含む）とする。また、移行前の貸出、予約等の状況を確実に再現すること。移行時にデータの破壊、欠落等をおこさないよう細心の注意を払い作業を行うこと。
- (2) 現在使用中の図書館システムに格納されている書誌データ、利用者データ、統計データ等の抽出作業は、現在使用中の図書館システムの保守管理実務を担当している現行保守委託業者が行うこととする。受託業者は、本図書館システムへのデータの移行にあたり、データの変換形式、作業内容等については現行保守委託業者と十分に打合せを行い、抽出作業の委託を行うこととする。なお、抽出作業にあたり発生する費用は、全て受託業者が負担することとする。受託業者は、現行保守委託業者のデータ抽出作業費用 4,000,000 円（税抜）を金額に含めること。
- (3) データの移行、システムセットアップにあたり、令和 6 年 1 月 2 6 日（火）から令和 6 年 1 月 3 0 日（土）までの特別休館期間に作業を完了し、職員に対して操作研修を行うこと。
- (4) 通常の業務時間中にデータの抽出作業、移行作業等を行う場合、使用中の図書館システムに影響のないよう計画的に作業を行うこと。

1 3 LAN・電源工事

- (1) 床上配線を行う際はモールにてケーブルを保護すること。
- (2) 各ケーブル長は冗長性を持たせて敷設すること。
- (3) 新規に導入する各種機器に必要な電源を用意すること。
- (4) 敷設は原則的に床下または天井に配線を行うこと。

1 4 運用条件

- (1) 図書館システムで設置する機器（クライアントパソコン、プリンタ、その他周辺機器）についてのネットワーク設定作業は、図書館システム受託業者が行なうこと。
- (2) サーバーおよび全クライアントにはウィルス対策ソフトをインストールし、パターンファイルを定期的に更新する。なお、パターンファイルを更新、取得するためのライセンスに係る経費についても図書館システムの保守契約に含むものとする。
- (3) ネットワーク機器やサーバーの障害時に各業務端末（カウンター用端末、事務室用端末）単体にて貸出、返却の処理を実行できること。なお、障害復旧後、処理されたデータをサーバーに反映できること。
- (4) データセンター要件
別紙 4「栗山町図書館システムデータセンター設備要件」の条件を満たすこと。
データセンター設備要件を満たすための料金を金額に含めること。

1 5 保守条件

- (1) 図書館システム受託業者は、本契約により納入または設置された全てのソフトウェア、ハードウェア、LAN 設備（図書館内の既設 LAN を含む）等の保守及び調整を受託業者の責任において実施すること。なお、保守及び調整を実施した際には、図書館に対して実施箇所、実施内容等を速やかに報告すること。

- (2) 障害発生時には、障害個所の切り分けを行い、業務に支障が生じないよう速やかな処理を行うこと。またおおむね2時間以内に現地へ赴き、迅速に障害復旧を行うこと。また、セキュリティを十分配慮した上で、栗山町が使用しているサーバー群のリモートメンテナンスが行えるシステムであること。
- (3) 障害発生時の対応は、土・日・祝日においてもなされること。
- (4) 図書館システムでの障害の発生が確認された際には、その障害復旧に必要と思われる技術情報等を図書館に速やかに報告すること。なお、その内容や連絡体制はシステム構築時に取り決めることとする。
- (5) 運用に支障がないよう製造元からのサポートを確実に受けられること。
- (6) 北海道内の図書館システム専任のSEにてサポートすること。
- (7) 特別整理期間には点検用ハンディターミナルを必要個数、貸出すこと。

- (8) 障害や問題の発生に関わらず、業務運用での疑問点への対応、改善要望事項の聴取ならびに反映に努めるために、年4回の連絡会にて打合せを行うものとする。緊急の場合は、臨時の打ち合わせを実施すること。
- (9) 賃貸借期間中、ウイルス対策ソフト等については、定期的にアップデートを行うことが必要不可欠であり、なおかつアップデートにライセンスが必要な場合は、そのための費用も保守料に含まれるものとする。
- (10) 導入時には、実際の図書館業務運用を踏まえた職員教育を実施すること。なお随時、必要に応じて教育を実施すること。また業務運用マニュアルを用意すること。
- (11) 原因が明白に栗山町の不正操作によると判断される場合以外は、受託業者の負担で修理、交換等の保守を行うこと。受託業者の負担には作業費、経費及び機器部品代も含むものとする。
- (12) 別紙2「保守要件」に『予備機対応』と記載された品目については、必要に応じ、交換用の予備機を用意すること。
- (13) 導入するコンピュータ、周辺機器、ミドルウェア等、通常使用におけるすべての動作が正常に行われるよう、保守サービスを行うものとする。
- (14) 保守体制や連絡先はあらかじめ栗山町に書面にて提示すること。また、保守体制や連絡先に変更が発生した場合は、速やかに栗山町に報告し書面にて提示すること。
- (15) 保守および調整を実施する際には、栗山町に対して事前連絡を原則とし、実施箇所、実施内容などを報告するものとする。
- (16) 契約期間中に発生した保守作業については、報告書等の履歴保管を行い、栗山町からの請求に基づき、随時提出が可能なこと。
- (17) 本契約は契約期間中のハードウェア保守を含むものとする。保守対象品は、履行期間満了まで、別紙2「保守要件」に記載する保守を保証すること。

1.6 その他

- (1) 契約満了後、データセンターに設置したサーバーのハードディスク装置は全て物理破壊し廃棄処理すること。また、廃棄処理後、廃棄証明書を町へ提出すること。
- (2) 上記記載の内容は全て見積りに含めること。

1.7 機器要件

- (1) 調達の品目となる製品は、別紙1「図書館システム調達製品仕様」のとおり。
導入する製品は、別紙1「図書館システム調達製品仕様」で挙げる機器の動作および性能を保証し、図書館システム全般において動作・運用を保証すること。
- (2) 別紙1「図書館システム調達製品仕様」に記載されている構築作業は、すべて本調達の中に含むこと。

1.8 契約物件の納期・納品場所

- (1) 納品場所、納品時間、納品手順、設置場所については図書館職員の指示に従うこと。
また、作業内容によって午後5時以降作業を行う場合は、栗山町の了承を得ること。
- (2) 納品にあたっては、必要に応じて壁面や床面に養生を施し、搬入・搬出を行うこと。
- (3) 製品梱包材（段ボールなど）や搬入に使用した梱包材は撤去すること。

1.9 納入ドキュメント

受託業者は、以下に示すドキュメントを作成し、正本をCD-ROM、副本を紙面にて提出すること。

- ① 「納入品目一覧」(機器名、型番、員数等の一覧)一式
- ② 「操作マニュアル」一式
- ③ 「作業報告書」一式

2.0 セキュリティ対策

(1) プライバシーの保護

- ① 職務上知り得たプライバシーに関する事項は絶対に他に漏らさないこと。
- ② 利用者がインターネットを利用する際の個人情報保護については、万全の対策を施すこと。
- ③ 利用者データ等の個人情報をテストデータとして使用しないこと。

(2) データの保護

- ① 図書館の電算システムが取り扱う情報には機密性が非常に高いものも含まれており、その漏洩に対してのセキュリティ対策を十分に考慮し、内外部からの不正アクセスを完全に防止するとともに、運用面からも安全なデータ保護の対策を講じること。

2.1 作業責任者

- (1) 受託業者は本契約に関わる全ての作業を管理する責任者をおき、責任者のもとに各作業内容に精通した作業責任者をおくこと。責任者は作業計画書に基づき各工程の進捗状況を管理し、栗山町へ随時報告すること。なお、受託業者は本契約に関わる全ての作業について栗山町の許可なく第三者に再委託することはできないものとする。

(2) 契約締結後、受託業者は栗山町へ責任者及び作業体制、保守体制を書面にて提出すること。

2.2 契約等について

(1) この契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日に属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合、栗山町は、この契約を変更または解除することができる。ただし、変更または解除の条件については、当該変更または解除の必要が生じた時点で、栗山町および受託業者と協議の上、定めることとする。

(2) 契約料の支払いは、受託業者決定後栗山町の取り決めにより定めるものとする。

2.3 その他

(1) 本システム更新にかかる費用は全て本庁調達に含めるものとする。

(2) 契約金額のうち導入費用と 5 年間の保守料、サービス料の内訳を算出すること。

(3) 本業務に係る契約の締結後、法改正にともない消費税および地方消費税の税率に変更が生じた場合は、当該改正法に従い、必要に応じて消費税および地方消費税の額を変更するものとする。

(4) この仕様に定めのない事項については、別途栗山町と協議の上、履行するものとする。

2.4 見積り額について

(1) 見積り金額は、機器の調達・納入・据付・調整・構築・保守・サービス料・回線料に係る全ての 60 ヶ月分の金額とする。

(2) 見積書の明細書を提出すること。

2.5 保守およびサービス開始年月日並びに支払い開始時期

保守およびサービスの開始年月日は、上記 3 で記載の契約期間とし、当月分を翌月末までに支払うものとする。

2.6 質問について

質問は別紙の質問書により令和 6 年 8 月 15 日（木）までとし、回答は令和 6 年 8 月 19 日（月）午後 5 時までに行う。メール・ファックスでの質問は可とする。但し、原本は入札時に提供すること。質問の無い場合も「質問なし」と記入し、必ず提出すること。

2.7 質問書提出先

栗山町朝日 4 丁目 9 番地 3 6 総合福祉センターしゃるる内

栗山町教育委員会 社会教育課

担当者：相川

電話：0123-72-1117

メール：syakaikyoubu-g@town.kuriyama.hokkaido.jp

以上